

# 社団法人 日本鋼構造協会 役員退職慰労金規程

平成 14 年 6 月 11 日理事会制定

## (総 則)

第 1 条 社団法人日本鋼構造協会（以下「協会」という。）の常勤役員及び役員待遇者が退職又は死亡したときに支給する退職慰労金については、この規程による。

## (適用範囲)

第 2 条 この規程は、次に該当する者に適用する。

- (1) 常勤の役員(以下「役員」という。)
- (2) 常任参与等の役員待遇者(以下「役員待遇者」という。)

2 前項の役員および役員待遇者については、他の団体と兼務することを妨げない。

## (退職慰労金の支給)

第 3 条 役員又は役員待遇者が退職又は死亡したとき、協会は退職慰労金を支給する。

## (退職慰労金の支給制限)

第 4 条 次の場合には、退職慰労金は支給しない。

- (1) 勤続 1 年未満で、自己都合により退職したとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為により役員を解任されたとき
- (3) 禁固以上の刑に処せられたとき

## (退職慰労金の基準額)

第 5 条 退職慰労金の基準額は、役員又は役員待遇者が退職又は死亡したときの最終報酬月額に、勤続 1 年につき 100 分の 100 を乗じて得た額とする。ただし、算出額に万円未満の端数が生じたときは、万円単位に切り上げる。

2 勤続期間に 1 年未満の端数があるときは、その月割をもって計算する。ただし、1 ヶ月未満は 1 ヶ月に切り上げる。

## (退職慰労金の増額)

第 6 条 協会が職務上特に功労があったと認めた場合には、前条の規定により算出した基準額の 100 分の 75 以内の範囲で、増額して支給することができる。

## (退職慰労金の減額)

第 7 条 次の場合においては、最終報酬月額に、第 5 条の規定により算出した基準額の 100 分の 50 以

内の範囲で、減額して支給することができる。

- (1) 在任中特に重大な損害を協会に与えたとき
- (2) 役員又は役員待遇者が第 4 条第 2 号及び第 3 号に規定する事由に準じる事由により退職したとき
- (3) 自己の都合により退職したとき

## (弔慰金の支給)

第 8 条 役員又は役員待遇者が在任中に死亡したときは、在任中の最終報酬月額に 100 分の 200 を乗じて得た額を弔意金として支給する。ただし、算出額に万円未満の端数が生じたときは、万円単位

に切り上げる。

(起訴中に退職した場合の退職慰労金の取扱い)

第9条 役員又は役員待遇者が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の決定前に退職したときは、退職慰労金は支給しない。ただし判決の確定によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。

(支給時期)

第10条 退職慰労金及び弔慰金は、予算その他の特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から原則として1ヶ月以内に支給する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(細 則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成14年6月11日より施行する。